

平成25年1月8日

第2452号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

○道路区域の変更及び供用開始（3・秋田地域振興局建設部）…………… 1

## 告 示

## 秋田県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年1月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

| 道路の<br>種 類 | 旧新別 | 路線名  | 区 間 |                                 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(キロメートル) |
|------------|-----|------|-----|---------------------------------|-----------------|----------------|
| 一般<br>国道   | 旧   | 101号 | A   | 男鹿市男鹿中滝川字坂ノ下57番1地先から字大沢59番2地先まで | 6.50～8.00       | 0.100          |
|            | 新   | 101号 | A   | 男鹿市男鹿中滝川字坂ノ下57番1地先から字大沢59番2地先まで | 6.50～8.00       | 0.100          |
|            |     |      | B   | 〃                               | 7.00～12.00      | 0.075          |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 供用開始の期日 平成25年1月10日

## 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年1月8日から同月21日まで

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）